

「富士箱根伊豆国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例の一部を改正する件」の概要

1. 基準の特例制度の概要

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 3 項に基づき、国立公園における特別地域においては、当該公園の風致を維持するため、一定の開発行為を規制し、環境省令で定める基準に適合しないものについては、許可してはならないとしている。その一方で、唯一無二の存在である自然の風致又は景観の保護のための規制内容は、地域によって様々であり、許可基準となる自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号。以下「規則」という。）第 11 条第 1 項から第 34 項までに掲げる基準を一律に適用することは、その自然的、社会経済的条件から判断して適当でない場合がある。このような場合において、国立公園にあっては環境大臣が認めて指定した特別地域又は特別保護地区の区域及び当該区域内において行われる行為については、環境大臣は、行為の許可基準の特例を定めることができるとしている（規則第 11 条第 35 項）。

2. 基準の特例を定める趣旨・背景

東京都神津島村では、離島であるという特性から、島内のみで資源循環を行うことは不可能であり、島内で適正処理が困難な有害ごみ及び島内で資源化が困難な資源ごみについては、島外搬出を行っている。しかし、受入体制や経費の問題から、全てのごみを島外搬出することは不可能であること、一般廃棄物の処理・処分は市町村の固有事務とされており、自区内処理が原則とされていることから、安定品目の埋立対象ごみについては、島内に一般廃棄物最終処分場を整備し処分する必要がある。

一方で、神津島村は、島の全体面積のうち、約 95.1%が国立公園に指定されており、国立公園外及び国立公園内普通地域では市街地が形成されているため、処分場建設に必要な土地を確保することができない。このため、国立公園特別地域内における設置を行わざるをえず、第 3 種特別地域内において、処分場用地としてまとまった用地が確保可能となる島北部の天上山北部地区のうちから、自然環境、生活環境、立地特性、社会経済的条件、工事施工性等を総合的に判断し、整備予定地を選定した。

離島であるという限られた条件の中、当該地以外での施設の設置は困難であること、当該地での行為においても公益上の必要性は高く、対象地の風致の実態から見ても許可の緩和を許容しうることから、自然公園法施行規則第 11 条第 35 項の規定に基づき、基準の特例を定めるものである。

3. 基準の特例を定める区域の範囲

東京都神津島村字穴の山 1 番地及び神津島村字走る間 166 番地（別添図面のとおり）

4 . 基準の特例の概要

規則第 11 条第 23 項中に規定する行為については、同項第 4 号中「廃棄物の埋立てによるものでないこと。ただし、既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であって、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。」とあるのは、「廃棄物の埋立てによるものでないこと。ただし、既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であって、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる集景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるとき、又は、地方公共団体が設置する一般廃棄物の最終処分場において廃棄物を埋め立てる場合であって、修景等の措置によりその周辺の風致に著しい支障を及ぼすことのないときは、この限りではない。」と読み替える。